



● 利活用する空家

空家のリフォーム工事・取得費用の一部を助成します。【経費の1/3以内】

種類		リフォーム（※1）		取得（※2）	
助成内容		住居・事業用に使用するための空家のリフォーム		住居・事業用として使用するための空家の購入	
対象空家		住宅・店舗等で1年以上使用していない空家（昭和56年6月以降に建てられたもの。それより前に建てられた空家の場合は、耐震基準を満たしているもの。）			
対象者		空家の所有者または借主		空家を購入する方	
助成金（※5） （費用の1/3以内）		市内業者 60万円	市外業者 30万円	転入者（※3） 50万円	転入者以外 20万円
加算助成金 （※6）	若者世帯 （申請者が35歳以下）	一律10万円			
	女性応援世帯 （申請者が女性 ※4）	一律10万円			
	居住誘導区域 （立地適正化計画）	一律30万円			
申請期限		着工前		売買契約後1年以内	

※1 50万円以上のリフォーム工事が対象。同一物件に対し1回限り。

※2 以下①～③の者への譲渡は除く。

①3親等内の親族 ②配偶者 ③譲渡後、①②となる者

※3 転入者の要件は①②両方に該当する方

①契約日において、1年以上羽咋市外に居住していた方

②契約日において、転入後2年以内の方又は契約日から1年以内に転入する方

※4 会社等に勤務または自営で働く独身女性。

※5 助成金の内、20万円は地域商品券で交付。

※6 リフォーム助成又は取得費助成の内、いずれか一方に加算。

併用可能な市補助金

耐震住宅リフォーム支援事業

● 除却する空家

空家の除却に対しての助成は、令和6年度末に終了いたしました。

除却に関連する補助制度として以下がございますので、是非ご検討ください。



事業名	事業概要	補助金額（補助率）
<input checked="" type="checkbox"/> 新輝宅地開発支援事業	既存の空家を解体し、2区画以上の宅地分譲を行う民間事業者に対し、宅地整備及び道路新設・拡幅に要する経費の一部を補助。	<ul style="list-style-type: none"> ● 1区画当たり一律20万円 ● 新設・拡幅する道路の面積1㎡当たり1万円
<input checked="" type="checkbox"/> 空き家再生等推進事業	既存の空家を解体し、除却後の跡地を地域活性化のための用途に供する法人及びその他の団体に対し、除却にかかる経費の一部を補助。	最大2,000万円（8/10） ※前年度9月頃までに、下記問い合わせ先まで事前相談をお願いいたします。

● 申請期限

工事着工前（事前相談が必要な事業もありますので、詳細はお問い合わせください）

